

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第四百五十六号

家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定により種鶏に対してひな白痢検査及びニューカッスル病の予防注射を次のように実施する。

昭和二十六年十月五日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

記

- 一、実施の目的 ひな白痢検査、ニューカッスル病予防注射
- 二、実施する区域 別表の通り
- 三、実施の対象となる家畜の種類及び範囲 種鶏
- 四、実施の期日 別表の通り

昭和二十六年十月五日 金曜日
号 外

五、検査注射薬浴又は投薬の別及びその方法

ひな白痢検査 ひな白痢急速診断法
ニューカッスル病予防注射 靜脈注射

実施期日	住 所	完 施 する 区 域	氏 名
第一回	第二回		
十月十一日	十月十五日	西伯郡光徳村陣構	池信 柳藏
十一月十一日	十一月十九日	倉谷	堀尾 茂
"	"	"	角田 章正
"	"	"	国本百合子
"	"	"	国本 壽秋
"	"	西坪	勝部 三郎
"	"	庄内村大塚	勝部 得三
"	"	"	中原 茂隆
"	"	押平	

本書ノ大キヤハ國定規格A五判

